

行方不明の少年捜査で、Rosa

Benjamin 27才を逮捕。

7月28日(月)午前7時45分、警察は、ローレンス東通り/オルトン・パーク通り地区のアパートで、5才の男の子が行方不明になったとの通報により出動した。

事件の概要は、

- 母親が子供を一人アパートに残して外出した。
- 友人が母親を仕事場まで車で送った。
- 友人はアパートに戻り、子どもがいなくなったのを知った。

警察は、同じビル内の別のアパートでこの子どもを発見した。Rosa Benjamin 27才、トロント在住、は以下の罪に問われている。

1) 保護者なしで、子どもを放置。

女は、9月10日(水)、午前9時に、マーカム通り1530番地にある裁判所のE4号室に出廷する予定である。この件に関する情報を持つ人は、警察(電話番号416-808-4300)、または匿名でクライム・ストッパーズ(電話416-222-TIPS(8477)、またはオンラインwww.222tips.com)まで連絡されたい。

JSS説明

きわめて簡潔な記事なので不明な点もあるが、いろいろな点で多く示唆を含んでいる。

まず、5才の幼児を家に1人で残した人が嫌疑を受けていることである。

当地では、一般的には家に1人で置いてよい年齢は、子供の成熟度、一人にする時間にもよるが、10才程度と見られている。法的な親の責任範囲は、年齢や時間では示されてはおらず、チルドレンズエイド(CAS)のような専門機関の考え方

も一応の基準はもちつつも、状況にあわせた判断が加わるようだ。また、犯罪として扱われる場合、判事による判断が加わる。

こういった考え方は、日本のような成文法が主流の社会では通常ないが、慣習法が主流のカナダでは事態が「合理性を持つか」が決め手となり、また過去の判例が根拠になることも多々ある。

話を戻すと、この事件は、家に1人残って自身や家の安全を維持することができるかどうかを考えれば、5才はどう見ても幼すぎると見て警察が取り扱ったと考えられる。

また、警察、関係機関ないしは近隣の人が、親の承諾を得ずに子供を保護することが認められていることが記事から見て取れる。日本では、こういった子供の保護を目的にする行為であっても、親の承諾を条件にしていると理解しているが、その点でカナダの常識は大幅に異なる。

事件に直接関連する、子供の留守番可否の問題はもとより、慣習法を基本にする社会の常識は、成文法を基本にする社会とは、時に大幅に異なること、また子供に関する常識(しつけのやり方や虐待の考え方など)が異なる場合も多々あることを十分意識しなければならない。